

ドイツの出生動向と家族政策

原 俊 彦

ドイツの出生動向と家族政策

原 俊彦*

Fertility Development and Family Policy in the Federal Republic of Germany

Toshihiko HARA

Abstract

This paper focuses on the fertility development and family policy in the Federal Republic of Germany, from 1910 to 1998. This is a part of the research project, a comparative study of low Fertility and Family Policy in Developed Countries (the research grant for Policy Sciences Promotion Project by the Japanese Ministry for Health and Welfare No.10100101). The purpose of this three-year research project is to clarify the trends and determinants of fertility, and the policy responses to low fertility and their effects in developed societies, and to explore the policy implications for Japan. The study will focus on a couple of developed countries each year and compare these countries' studies at the end of the third year to synthesize the results to provide scientific basis for policy proposals.

Reviewing the research reports of BIB(Bundesinstitut für Bevölkerungsforschung) and using the statistical data of Council of Europe(CD-ROM: 1999), we analyzed 1) Trends and determinants of attitudes and behaviors regarding fertility and the family, 2) Family policy measures to cope with changes in fertility and the family and their effects, 3) Policy implications derived from Germany for Japan

The important findings are:

1. In Germany, the social norm for making small families established before World War II shaped the basic trend of the fertility decline after the postwar baby boom and caused the continuous postponement of marriage and the first child bearing. The relatively low extra-marital births ratio and the only slowly increasing cohabitation in former West Germany show the unchanged conservative attitudes for marriage and child bearing.

2. The historical review of the population policies in Nazi regime and in former East Germany under the socialist government shows that even the strong pro-natalistic policies can have only temporal and limited effect on fertility development. And they could cause a rather strong reaction if they are terminated. The economic support for child bearing in former West Germany and in present Germany show no visible effects on fertility trends either.

はじめに

わが国の合計出生率（女性が生涯に生む子供数の理論値）は1971年の2.16をピークに減少に転じ、99年現在1.34という低い水準にあり、毎年のように戦後最低の記録を更新している。この出生力低下は、戦後の平均寿命の伸びとともに人口の急速な高齢化を招いており、いわゆる「少子高齢化」が社会・経済に与える影響が深刻化しつつある。

また、すでに95年の国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（中位）によっても、2007年をピークにわが国の総人口は減少に転じ、2040年頃には「超高齢・人口急減社会」に突入すると予想されており、厚生省を中心に国政レベルでの対応策が検討・実施され始めている。一方、世界的にみれば、このような少子高齢化は、日本のみの傾向ではなく、広く先進諸国に共通するものであり、その原因の究明や対策にあって、国際比較的視点からの研究が不可欠であることは論を待たない。

本研究も1999年度-2001年度にわたり、厚生省科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）を受け行われている「先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究」プロジェクトの一部をなすものであり、日本を含めた超低出生力状態にある先進地域の、出生・家族動向と、その背景、これに対する家族政策について、各国の研究機関の協力を得て、論文・データを収集・分析・比較し、わが国における少子化対策の参考に資することを目的としている。

本稿では、この研究プロジェクトにおいて筆者が担当しているドイツ・オランダ語圏のうち、ドイツ連邦共和国を取り上げ、出生・婚姻・世帯・女性の就業動向や家族政策を分析し、その特徴と問題点について考察する。

ドイツの合計出生率は、戦後の復興とベビーブームの後、1960年代後半から急減し、70年代半ばには、当時としては世界最低水準の1.4-1.5を記録、すでに、この時点で現在のわが国の低出生力水準に達しており、先進諸国の中でも超少子化が最も早く進んだ地域であることが知られている。その後、旧西ドイツ地域では、多少の変動はあるものの、合計出生率は現在まで、すでに30年近くにわたり1.4前後の低水準で推移しており、その間、晩婚・晩産化が進行、生涯独身率の上昇や子供を持たない夫婦の増加から女性の無子比率が高まり、子供の有無による人口の二極化（polarization）が問題化するなど、わが国の少子化の将来を展望する上で極めて興味深い様相を呈している。また旧東ドイツ地域では旧社会主義政権下で強力な家族政策が実施され、合計出生率は80年代初めに一時的に1.9まで回復を示したが、その後再び減少に転

じ、ベルリンの壁崩壊—再統合後は0.77まで劇的に低下、近年は徐々に回復しつつあるものの、それでも98年現在1.08という極めて低い水準に留まっており、家族政策の有効性に関する議論において貴重な事例を提供している。このため研究者の間では従来より高い関心が寄せられてきたが、現在までのところ日本語の文献が少なく（ゲルンスハイム1991、原1992、魚住1996、ヒョーン1997）、近年の動向についての詳細な紹介が待たれており、本稿がその一助となればと考えている。

なお本稿の内容は、同研究プロジェクトの初年度報告書（原2000：87-224）に掲載されたものに、大幅な加筆・修正・考察を加え論文化したものであるが、なお重複する部分もあることを予めお断りしておく。

1 出生・家族動向

1.1 出生動向

(1) 戦前の動き

1910年頃のドイツ帝国では、毎年、約200万人の子供が生まれていたが、人口規模が当時の約2倍となった現在、その数は78.2万人（1998）まで減少している。K・シュバルツによれば、この背景には過去百年近くの間、静かに進行した出生行動の変化があるという（Schwarz, 1999：239-242）（図1）。

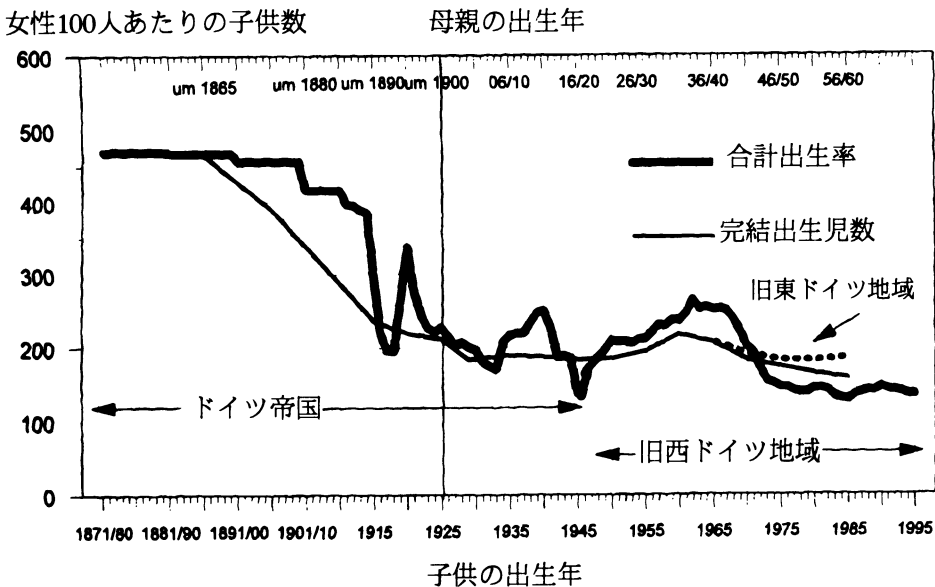


図1 合計出生率と完結出生児数の変化 1865-1995年

ドイツ帝国の時代、19世紀末に結婚した夫婦は平均5人以上の子供を持ったと考えられており、たとえば1933年のプロイセンでは、子供5人以上の夫婦が全体の47%、また8人以上の夫婦も21%を占めていたという。このため、既婚女性のパリティ拡大率（次の子供を産む確率）も1子から2子が90%、2子から3子が83%、5子から6子が79%と極めて高かった（ただし若年死亡率も極めて高かったため、15歳までに死亡する子供数を差し引くと、無子比率は9%から14%に上昇、また4子以上の夫婦の比率も58%から40%まで低下する）。

しかし、この世代を最後に子供数が大幅に減少していった。プロイセンの1900/04年の結婚コーホート（同一時期に結婚した人口集団）では平均4人であったが、その20年後のドイツ帝国時代の1922/25年結婚コーホートでは2.2人まで低下、この結果、3子以上の家族の比率は1900/04年コーホートの60%から、1913/18年の40%へ、さらに1922/25年コーホートでは約35%まで減少、家族規模の縮小が進んだ。

女子の出生コーホート（同一時期に生まれた人口集団）別では、旧西ドイツ地域に関する統計（表1）があるが、これによれば1901/25年生まれのコーホート合計出生率は、すでに1.8-1.9人まで低下した。この世代には第一次、第二次世界大戦による出生機会の喪失（Geburtenausfälle）が少なからず影響しており、とりわけ1917/18年の出生コーホートでは戦後になっても回復できないほどの出生減が起きた。つまり、ドイツ帝国の時代から始まったドイツの出生減退はワイマール共和国時代を通じ、すでに人口再生産水準^(註1)を下回る段階まで進行したといえよう。

表1 女子の出生コーホート別完結出生児数の推移（旧西ドイツ地域）
1901/05年から1956/60年出生コーホート

母親の 出生年	女性100人あたりの子供数				合計
	無子	1人	2人	3人以上	
	全体				
1901/05	26	26	23	25	183
1906/10	22	26	26	26	189
1911/15	19	28	28	25	187
1916/20	18	29	29	24	183
1921/25	17	29	29	25	184
1926/30	14	28	31	27	194
1931/35	10	24	33	33	217
1936/40	16	24	33	27	184
1941/45	17	25	35	23	182
1946/50	21	28	36	15	173
1951/55	22	27	35	16	164
1956/60	25	24	36	15	157
	(8) ²⁾	(30) ²⁾	(49) ²⁾	(12) ²⁾	(169) ²⁾
	有配偶 ¹⁾				
1931/35	10	24	32	34	217
1936/40	11	24	35	30	204
1941/45	12	25	39	24	187
1946/50	12	30	42	16	166
1951/55	15	31	40	14	172
1956/60	13	24	43	20	177
	(4) ²⁾	(28) ²⁾	(55) ²⁾	(13) ²⁾	(181) ²⁾

1) 35歳から39歳までの有配偶女子で配偶者と同居。その未婚の同居児数。

2) 旧東ドイツ地域

出典：Schwarz, 1999：242

このような流れに対抗し、ナチス政権は強力な出生促進的家族政策を実行、その結果、期間合計出生率は1933年から40年にかけて一時的に上昇した。しかし、この出生力の回復も、完結出生児数を変化させるものでなく、経済不況の結果、先送りされていた出生を取り戻したり(Nachhol-effekt)、逆に将来の出生を前倒しにする(Mitnahme-effekt)といったタイミング効果しか持たなかったという(Höhn, 1997: 165)。

(2) 戦後の動き

第二次大戦後、世界的なベビーブームが起きたが、ドイツは戦争による疲弊から、この動きに遅れ1931/40年の出生コーホートが成人した1950年代からブームを迎える。旧西ドイツは「奇跡の経済成長(Wirtschaftswunder)」を経験し、また旧東ドイツは社会主義国家建設の意気に燃え、1955年から70年にかけて、両地域の合計出生率は再び上昇した(Höhn, 1997: 165-166)(図2)。このため1931/35年出生コーホートでは合計出生率も2.17人と再生産レベルを越え、女子の無子比率も10%まで低下した。しかし、この動きも二子以上の家族を志向するには至らなかった(Schwarz, 1999: 242)。

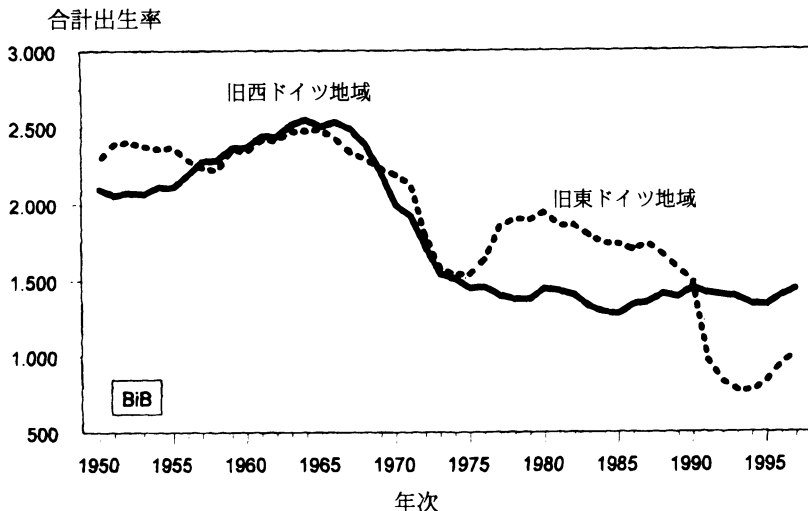


図2 戦後の合計出生率の推移 1950-1997年

そして、このベビーブーム後、1965年から75年にかけて東西ドイツの出生力は、ともに低下の一途を辿り、合計出生率1.4-1.5人という世界最低の水準となった。

その後、旧西ドイツ地域では現在まで出生力は1.4人の水準で推移しているが、この間、無子比率は1936/40年出生コーホートの16%から1956/60年の25%まで上昇した。

一方、旧東ドイツ地域では76年から強力な出生促進的家族政策が導入され、出生力は80年の1.9人まで一時的に回復した(なお、この期間に家族形成期にあった女子の1950/57年の出生コーホートでは完結出生児数の低下が確かに止まっており(図3)、この出生政策には、一定の効果があったことが確認されている)。しかし、その後、再び出生力の低下が始まり、89年頃に

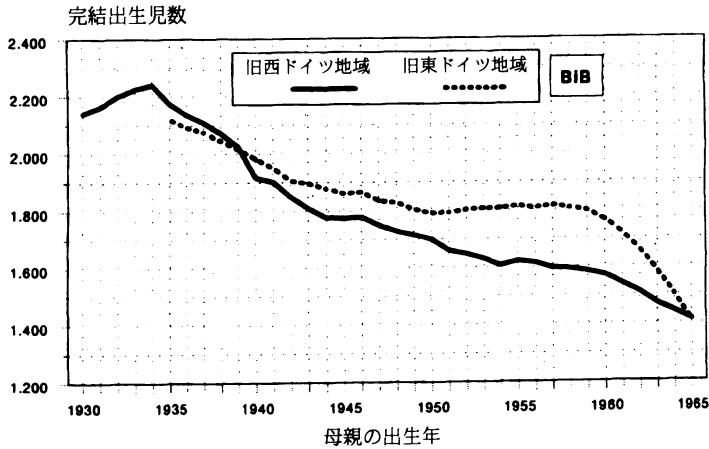


図3 完結出生児数の推移

は1.6まで低下した。さらに「ベルリンの壁」崩壊後、合計出生率が急激に低下、94年には0.77を記録、その後、徐々に回復に向うが、98年現在も1.08という低い水準に留まっている。

なお、この「ベルリンの壁」崩壊後の、出生力の急激な低下は、結婚数、離婚数、人工妊娠中絶件数などの激減をともなっており、社会、経済、法的環境が激変する中で将来の見通しが立たないために人口行動が一時的に凍結されたことによると考えられている（ヒョーン、1997：5-6）。

(3) 近年の動向

●旧西ドイツ地域

この動きを旧西ドイツ地域について、60年代以降の出生順位別有配偶出生児数でみる（図4）

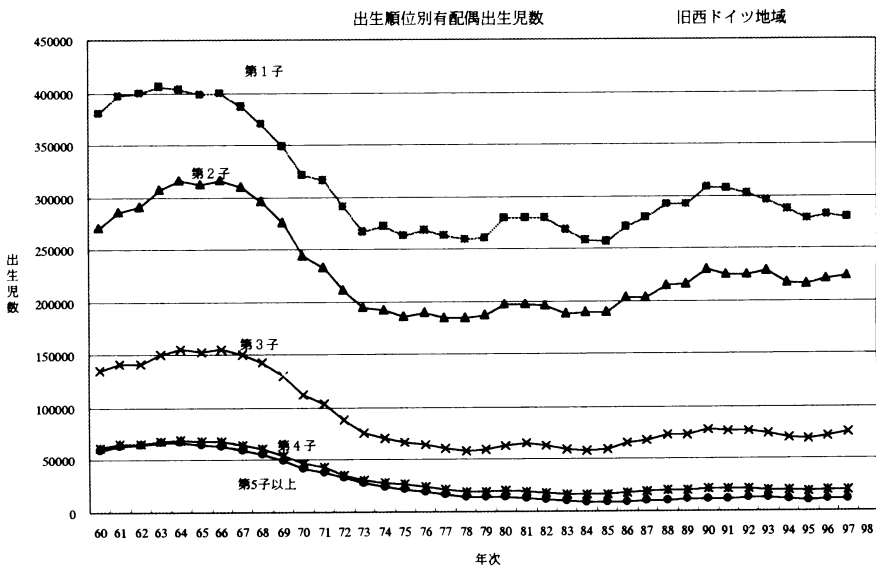


図4 出生順位別有配偶出生児数の変化（旧西ドイツ地域）

と、第1子が64年から、また第2子、第4子、第5子以上が65年から、第3子がやや遅れて67年から減少傾向に入っており、すべての順位でほぼ一斉に出生減退が始まったことがわかる。また、その後、どの順位でも同じように出生数が減少してゆくが、75年頃からは第1子と第2子が、78年頃からやや遅れて第3子が下げ止りを見せ、80年から82年まで増加、その後、また85年まで減少、90年にかけて再び増加、そして、また減少するという複雑な動きを見せている。これに対し、第4子、第5子の減少は85年頃まで続き、一時、わずかに増加するが基本的に非常に低い水準で推移している。

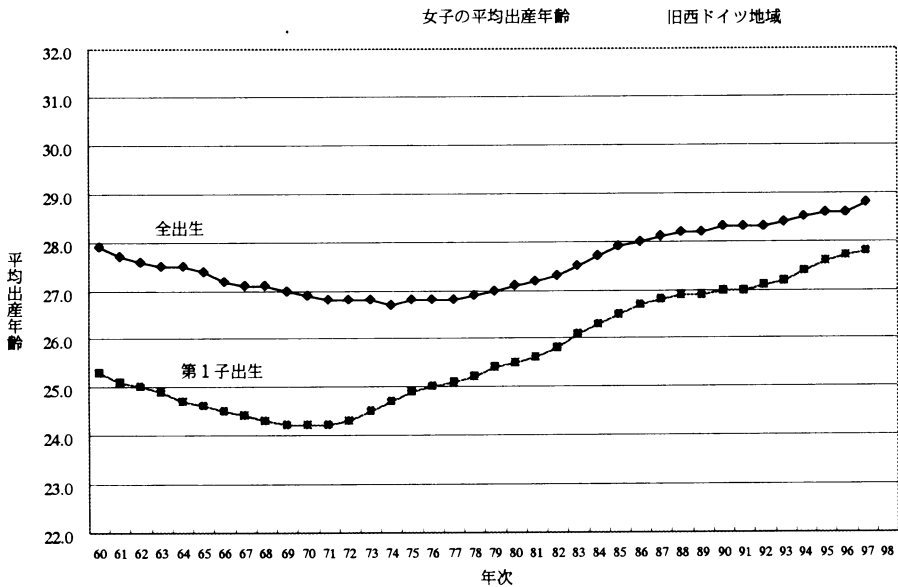
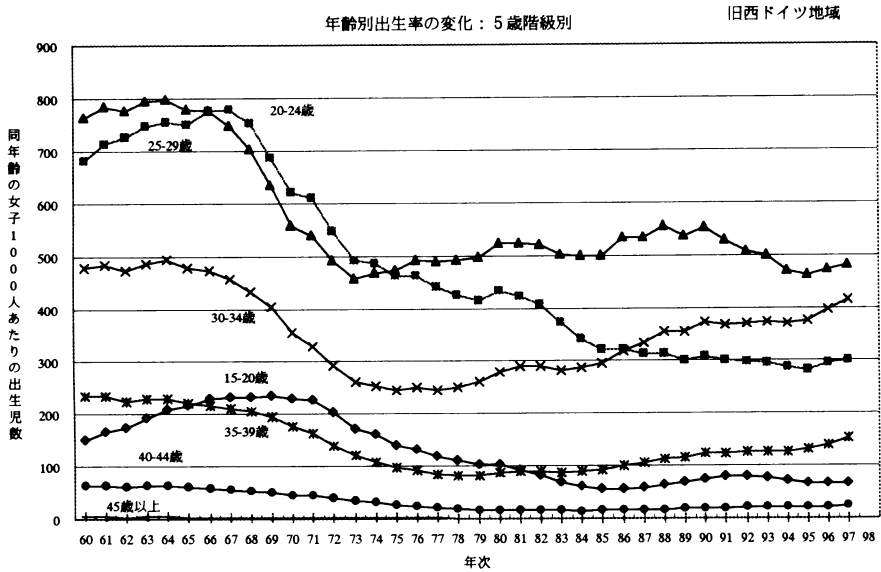


図5 年齢別出生率と平均出産年齢の変化（旧西ドイツ地域）

この動きを年齢別出生率（図5）で見ると、35歳以上では、すでに1960年の時点で減少が始まっているのに対し、20歳から34歳まででは64-65年頃とやや遅れ、20歳未満では、さらに遅れて71年から出生率が低下している。

その後、20歳未満の出生率は86年まで低下した後、ゆるやかに上昇している。また20歳から24歳までの出生率は68年から95年まで一貫して低下した後、96年からやや増加し始めている。25歳から29歳は65年から74年まで減少、その後増加に転じ、90年まで上昇した後、再び減少している。これに対し、30歳から34歳は、すでに75年頃から増加に転じ、現在まで上昇している。また35歳から39歳は、やや遅れて78年に底を打ち84年からはっきりと上昇に転じており、同様の傾向は40-44歳でも見られ、全体として30歳以上の出生率が高まってきているといえる。

このような変化を反映し、女子の平均出産年齢（全出生）も、1960年の27.9歳から71年の26.8歳まで低下、77年頃まで、この水準で推移した後、上昇に転じ、97年現在の28.8歳まで2.0歳上昇した。また、これと平行して女子の第1子平均出産年齢も1960年の25.3歳から69年の24.2歳まで低下、しばらくこの水準に留まった後、72年から継続的に上昇、97年現在、27.8歳となっており、急速な晩産化が進行しているといえよう。

● 旧東ドイツ地域

次に旧東ドイツ地域について60年以降の出生動向を、出生順位別有配偶出生児数でみる（図6）と、60年から63年までは旧西ドイツ地域と、ほぼ同じ動きが見られるが、第1子の出生数が64年以降68年まで急激に減少し、そこから71年まで増加、その後72年に一度低下した後、78年まで急速に増加している。また第2子は同じく64年から減少しているが、この減少は71年まで続き、その後、さらに低下、74年を底に78年にかけて再び急激な増加に転じている。これに対し第3子、第4子、第5子以上も、ほぼ第2子と同じ動きを見せるが、74年以降の急激な回復は見られない^(註2)。

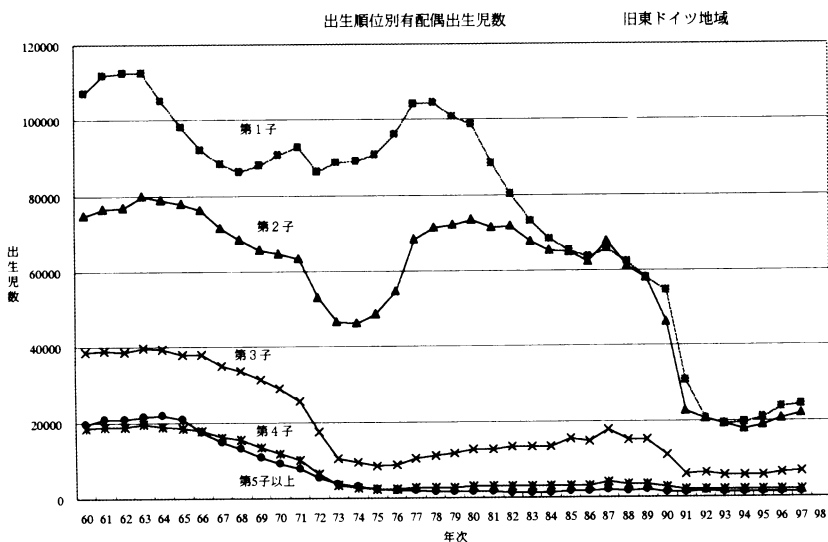


図6 出生順位別有配偶出生児数の変化 (旧東ドイツ地域)

また78年以降の動きをみると、第1子が79年から急減に減少し始め、第2子も81年あたりから減少傾向が目立ち始める。これに対し第3子は87年くらいまで緩やかに増加する。そして87年以降は、第1子、第2子、第3子とも再び減少に入り、とりわけ89年から92年の再統合前後の混乱期にドラスティックな低下が発生、ようやく94年以降になり緩やかに回復しつつある。

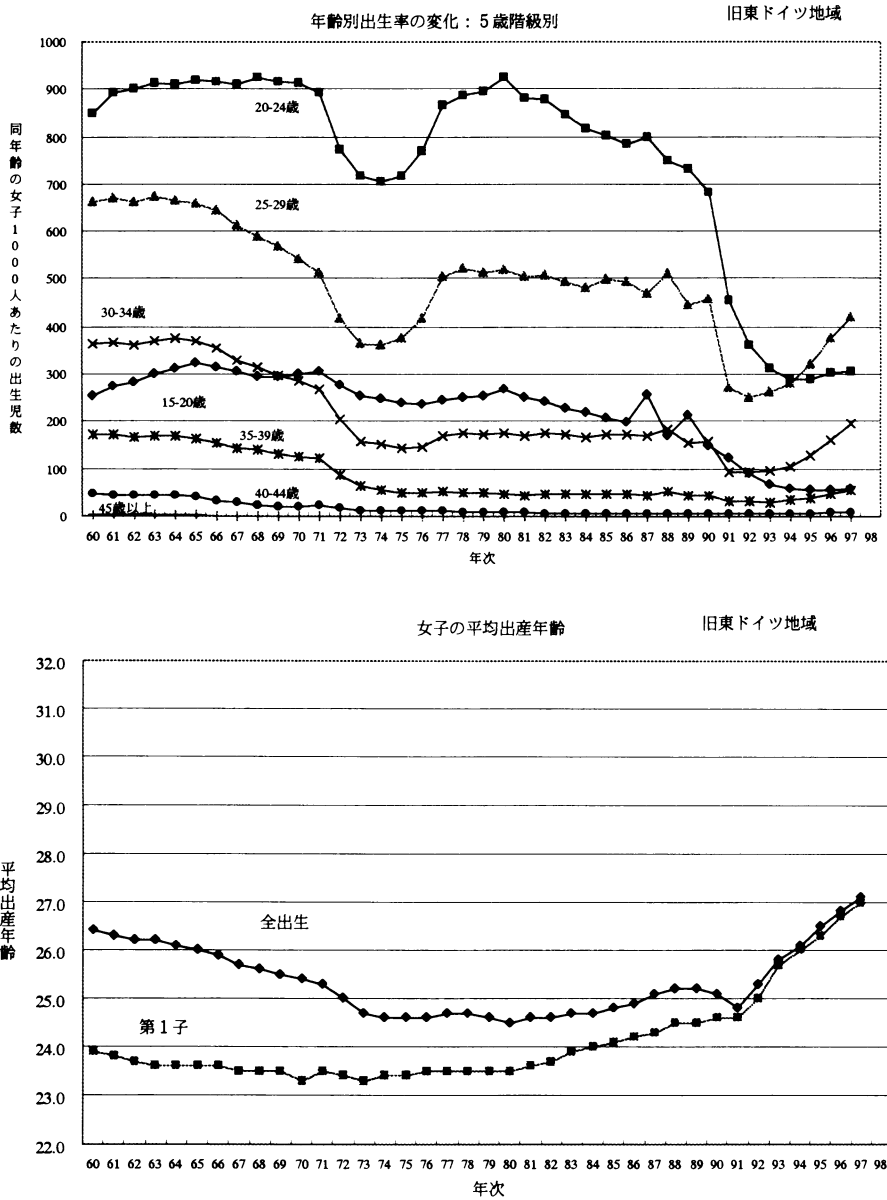


図7 年齢別出生率と平均出産年齢の変化（旧東ドイツ地域）

また、これらの動きを年齢別出生率と比較する（図7）と、20-24歳が第1子の、25-29歳が第2子の、30-34歳が第3子の、そして35-39歳が第4子の出生順位別出生数の変化に、極めて

よく対応していることがわかる。また92年以降の出生力の回復過程においては、25-29歳と30-34歳の年齢別出生率の上昇が目立つ。

旧東ドイツ地域の女子の平均出産年齢（全出生）は、もともと1960年の時点で26.4歳と、旧西ドイツ地域の27.9歳より低い傾向が見られたが、75年までに、さらに24.6歳まで低下、その後、ゆるやかに上昇して行く。が、壁の崩壊後一時低下、92年から一転して急激に上昇し始め、97年現在では27.1歳と、旧西ドイツ地域の28.8歳に近づきつつある。また女子の第1子平均出産年齢も1960年の23.9歳（旧西ドイツ；25.3歳）から、70年の23.3歳までゆるやかに低下、しばらくこの水準に留まった後、74年から継続的に上昇、さらに壁崩壊後の92年からは急激に上昇し、97年現在、27.0歳となり、こちらも旧西ドイツ地域の27.8歳に近づきつつある。なお92年以降は全出生と第1子の平均出産年齢がほぼ同じ水準で推移している点も特異であり、第2子以降の出生が強く延期・抑制されていると解釈できよう。

(4) 避妊・中絶・非有配偶出生

1992年に20歳から39歳までのドイツ人男女1万人を対象に行われたFFS(Fertility and Family Survey)の調査結果によれば(Pohl,1995:67-100)、女性の80%、男性の60-70%が避妊経験があり、避妊を初めて行った年齢は平均17-18歳で、旧西ドイツ地域の方が0.5歳ほど若く、両地域とも女性より男性の方が年齢が高い。また過去4週間に避妊を行った者の比率は全体の50%、女性の63%、男性の38%で、各年齢層、性別とも、旧西ドイツより旧東ドイツ地域の方が明らかに高い傾向がみられた。

過去4週間に使用した避妊手段（重複回答）については、女性ではピルが80%と多数を占め、次いでコンドーム9%、IUDが7%、その他9%、男性ではピルが64%、コンドーム33%、IUDが4%、その他7%となっている。初めて使用した避妊手段を問う質問でも、女性の場合はピルが80%と変わらず、次いでコンドーム17%とやや高く、IUDが3%、その他13%、男性ではピルが37%、コンドームが69%とやや高く、IUDが2%、その他15%となっている。両ドイツ地域とも、避妊は男女ともかなり早い時期から実践されており、ピルが中心である点で共通している。

ドイツでは、人工妊娠中絶は戦前の刑法（1871年）で例外なく処罰の対象とされていたが、旧東ドイツ地域では1972年に合法化され、妊娠12週以内を条件に自由化した（Fristenlösung）。これに対し、旧西ドイツ地域では宗教団体の反対などもあり、ようやく1976年に刑法218条の例外規定に「妊娠ないしはその家族の困窮状態が、中絶によってのみ回避される場合」という条件が付加され、一定の指標を満たす場合について人工妊娠中絶が認められるようになった（Indicationslösung）。さらに90年の統一後は、両ドイツ地域の規定を調整する必要が生じ、95年に刑法が改正され、妊娠12週以内を条件に、適切なカウンセリング（Beratung）を受ければ中絶が認められることとなった。

連邦統計局の報告によれば1997年に届け出があった合法的人工妊娠中絶件数は約13万件で対出生（及び死産）100に対する比率は16.04、15-44歳の女性1万人あたりの実施率は76となつて

いる。ちなみに、このうち旧西ドイツ地域が約10.3万件、対出生（及び死産）比率は14.46、実施率は73、旧東ドイツ地域が約2.7万件、対出生（及び死産）比率は27.28、実施率は95となっており、依然、後者の方が高い。

旧西ドイツ地域では80年代を通じ中絶件数は減少傾向にあったが、90年代に入り再び増加し始めている。一方、旧東ドイツ地域は70年代後半から減少、79年から上昇に転じたが、80年代に入り安定化、90年の統一後、91-92年に一時的に急増したが、その後は減少傾向にあり、長期的には両地域の中絶傾向は接近してゆくものと考えられている。

なお96年1月から新しい規定が施行された結果、旧西ドイツ地域では96年の中絶件数は対95年で37.4%増、旧東ドイツ地域が同じく22.2%増となり、その影響が現れたが、97年には、前者が対96年で2%増、後者は6.9%減と落ちついたという。また年齢別では両地域とも15-18歳の若年層と40歳以上の中年層で高いが、旧西ドイツ地域では中絶女性の大部分が未婚か無子であるのに対し、旧東ドイツ地域では既婚2子が多数を占めるという違いがある（Dorbritz / Gärtner, 1998:392-393）。

ドイツの非有配偶出生比率は1997年現在、対出生100あたり17.9となっているが、旧西ドイツ地域の14.3に対し、旧東ドイツ地域の44.1と東西の格差が非常に大きい（図8）。

旧西ドイツ地域ではベビーブーム期が続いた60年-66年までは低下傾向にあったが67年から上昇に転じ、以降は75年頃の一時的な停滞を挟んで一貫した上昇傾向にある。これに対し旧東ドイツ地域は、もともと旧西ドイツ地域より高かったが、やはり60年-63年までは低下、その後上昇に転じ、やはり72-78年頃まで停滞、78年から急激に上昇し、壁の崩壊前後、一時減少するが、統一後、再び上昇している。

出生100に対して

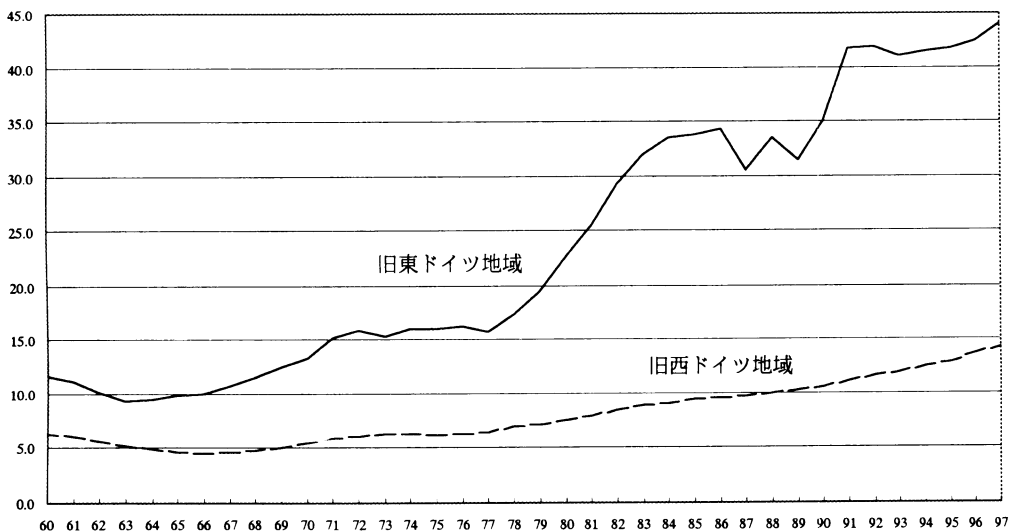


図8 非嫡出出生比率の変化

確かに両地域とも非有配偶出生比率は長期的な上昇傾向にあるが、その格差は大きく、この点に関しては将来的にも両地域が均質化することはないと見られている。なお、旧西ドイツ地域では、非有配偶出生児の約35%、また旧東ドイツ地域では、ほぼ50%が、両親の結婚により嫡出子となり、また3分の1は、母親と義理の父親に育てられるという (Dorbritz/ Gärtner, 1998:387-391)。

1. 2 婚姻・離婚

(1) 婚姻

このような出生動向の背景には、婚姻行動の変化があることが知られており、旧西ドイツ地域の婚姻件数は1950年の53.6万件から97年36.9万件まで約半分に、また旧東ドイツ地域では21.3万件から5.3万件まで約4分の1に減少した。

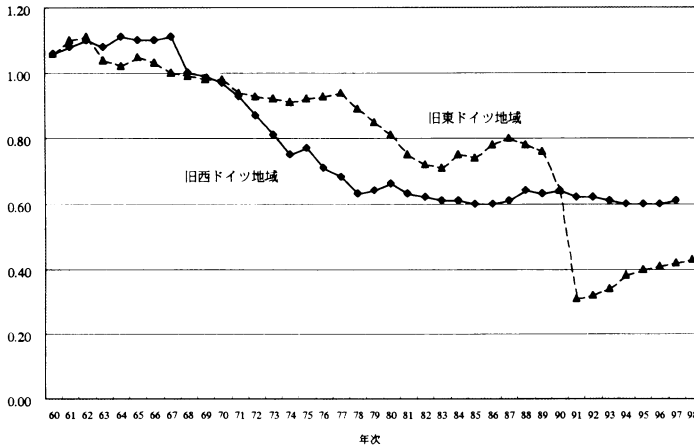


図9 女子の合計初婚率の推移

婚姻件数は再婚件数も含み、また年齢構造の影響も受けるので、それらの要素を除いた女子の合計初婚率の動きをみる (図9) と、旧西ドイツ地域では60年から67年までは上昇傾向にあり、1を上回る高い水準が続き、終戦後の経済的混乱による結婚の遅れや、経済成長による結婚の早期化などから結婚ブームが起きていたことがわかる。また旧東ドイツ地域でも、ほぼ同様の状況が観察される。

しかし、旧西ドイツ地域では68年から急激な減少が始まり、78年頃までに0.63まで低下、以降は、ほぼこの水準で推移し、98年現在は0.61となっている。これに対し、旧東ドイツ地域では、すでに63年頃からゆるやかな減少に入るが、78年から83年にかけて低下が急激となり、84年の0.71からまた上昇し77年には0.80まで回復、が、壁の崩壊や統一後の混乱から91年には0.31まで低下、その後はやや持ち直し、98年現在は0.43となっている。なお両地域とも女性より男性の合計初婚率の低下 (98年、旧西ドイツ地域0.57、旧東ドイツ地域0.33) が大きい点が指摘されている。

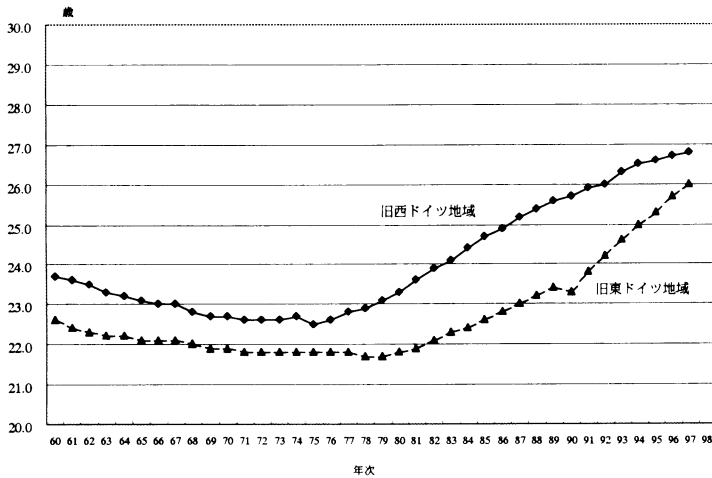


図10 女子の平均初婚率の推移

初婚率とともに結婚年齢も変化してきた(図10)。女子の平均初婚年齢(50歳未満)は、旧西ドイツ地域が60年の23.7歳から75年の22.5歳まで緩やかに低下、その後、一貫した上昇に転じ、98年現在26.8歳となっている。旧東ドイツ地域も60年の22.6歳から78年の21.7歳まで緩やかに低下、その後、やはり一貫した上昇に転じ、97年現在26.0歳となっており、両地域とも70年代後半から晩婚化が続いているが、旧東ドイツ地域の初婚年齢の方が常にやや低い傾向が見られる。

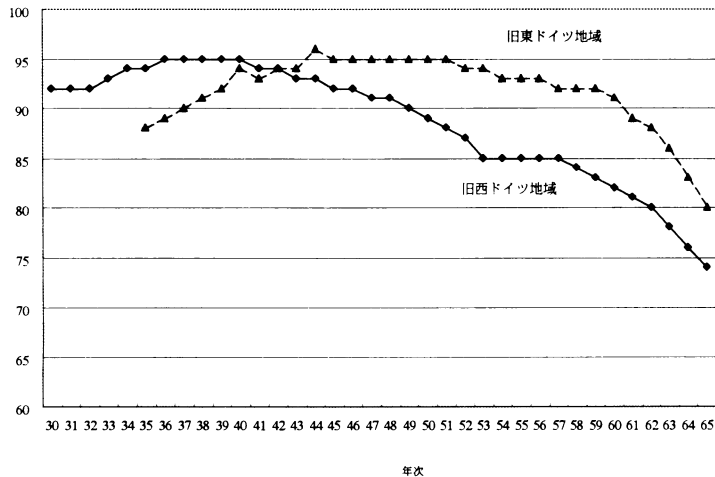


図11 50歳までの女子既婚率

また出生コーホート別に、50歳までの女子既婚率(propotion of ever married woman by age 50)をみる(図11)と、旧西ドイツ地域では、1930年生まれの92%から36年の95%までゆるやかに上昇、40年生まれまでは95%に留まるが、その後、比率が低下し、最新の出生コーホートである65年生まれでは74%となっており^(註3)、ほぼ4人に1人は50歳まで非婚のままに留まっている。旧東ドイツ地域では35年生まれの88%から44年の96%まで上昇、51年生まれまでは95

%に留まるが、この後比率の低下が始まり65年コーホートでは80%となっており50歳までの非婚は5人に1人で、旧西ドイツ地域よりは少ないといえる。

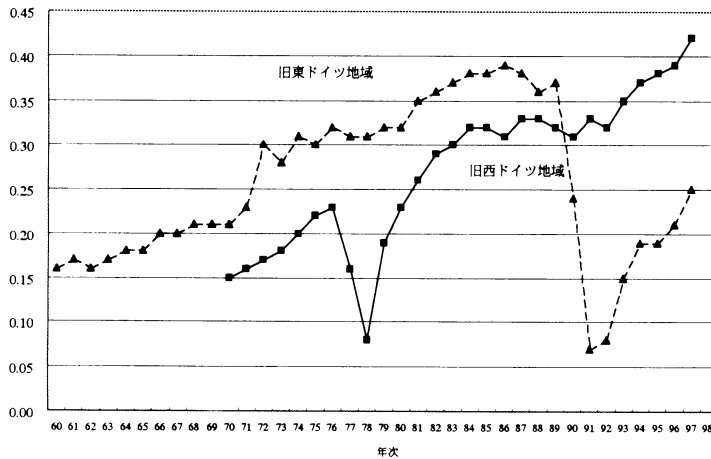


図12 結婚後25年までの合計離婚率

(2) 離婚

婚姻率の低下、初婚年齢の上昇、生涯未婚率の高まりといった結婚行動の変化とともに離婚率も急速に上昇して来ている(図12)。

旧西ドイツ地域の合計離婚率(結婚後25年までに離婚に至る確率)は1965年の0.12^(註4)から76年の0.23まで上昇した後、離婚法改正(77年:有責主義Schuldprinzipから破綻主義Zerrüttungsprinzipへ移行)の影響から78年の0.08まで急減、その後また上昇に転じ、83年から92年(別居年数の規定が追加となる)までは0.30-0.35で推移した後、93年から再び上昇、97年現在、0.42という高い水準にある。

一方、旧東ドイツ地域では60年の0.16から71年の0.23までゆるやかに上昇、翌72年に0.30まで跳ね上がった後、また86年の0.39まで上昇した。しかし87年からやや低下し、ベルリンの壁崩壊とともに89年の0.37から91-92年の0.07-8まで急落した。その後、徐々に回復傾向にあるが、97年現在、0.25と旧西ドイツ地域より依然低い。なお壁崩壊後の急落は、統合にともなう裁判所の再編で手続きが遅れたことや、旧西ドイツ地域の離婚法にある別居年数の規定の影響、また同じ時期に発生した婚姻件数の激減などが関係したという(Dorbritz/Gärtner, 1998:421)。

1. 3 世帯・家族構造の変化

(1) 世帯

このような出生動向や婚姻・離婚行動とともに世帯・家族構造も大きく変化しつつある。

旧西ドイツ地域の一般世帯数は、1980年の2401万世帯から97年の3031万世帯へ増加、その構成比は、単独世帯が全体の30.2%から36.3%に、2人世帯が28.7%から32.3%へと上昇する一方、

3人世帯が17.7%から14.6%へ、4人世帯が14.6%から11.9%へ、5人以上世帯が8.8%から4.9%へと低下した。

この世帯数の増加と世帯人員の小規模化は、旧東ドイツ地域でも見られ、一般世帯数は、1981年の651万世帯から97年の685万世帯に増加、構成比は、単独世帯が26.6%から31.2%に、また2人世帯が27.1%から35.9%へと上昇、3人世帯は22.5%から16.9%へ、4人世帯は17.2%から13.4%へ、5人以上世帯は6.6%から3.3%へと低下した。

単独世帯では65歳以上の老人単独世帯が最も多いが、本来なら家族形成期にあたる25歳から35歳までの年齢層も構成比を高めており、その数は両地域合わせて81年の約110万人から97年の260万人へと2.5倍近く増加している。もっとも両ドイツ地域では単独世帯の年齢構成に違いがあり、旧西ドイツ地域では35歳未満が30%、65歳以上が37%となっているのに対し、旧東ドイツ地域では35歳未満が22%、65歳以上が45%と、高齢者単独世帯の比率が高い(Dorbritz/Gärtner, 1998:410-413)。

(2) 核家族

一般世帯のうち、いわゆる核家族（夫婦と子供、夫婦のみ、片親と未婚の子供）は、1997年現在、ドイツ全体で2240万世帯で、このうち夫婦のみ世帯が930万世帯（41.5%）、夫婦と子供世帯が1030万世帯（45.9%）、片親と子供世帯が280万世帯（12.5%）となっている。

91年から97年までの短期間をとっても、夫婦と子供世帯の減少、夫婦のみ世帯や、片親と子供世帯の増加は明らかで、この傾向は東西両地域で共通している。

この間、旧西ドイツ地域では夫婦のみ世帯が11.0%増加する一方、夫婦と子供世帯は4.2%減少、夫婦のみ世帯の増加が目立つ。これに対し旧東ドイツ地域では、夫婦と子供世帯が14.1%減少、夫婦のみ世帯の増加は3.0%と、夫婦と子供世帯の減少が大きい。また片親と子供世帯の増加は、旧西ドイツ地域で8.9%、旧東ドイツ地域で9.8%と、両地域とも大きく、この背景には同棲世帯の増加があるといわれている(Dorbritz/Gärtner, 1998:413)。

(3) 同棲世帯

1997年現在、同棲世帯で生活する男女は、ドイツ全体で381万人にのぼり、91年の279万人から36.6%増加した。

このうち、子供を持たない18歳から34歳までのグループが約半数の42.7%、次いでやはり子供を持たない35-55歳までのグループが17.5%、子供を持つ18歳から34歳のグループが13.8%を占め、このような構成は91年と比べても殆ど変化していない(Dorbritz/Gärtner, 1998: 413-416)。

1. 4 女性の就業

先進諸国の超低出生力の背景として、女性の就業率の上昇が指摘されているが、この点につ

いてドイツも例外ではない。

旧西ドイツ地域の女子就業率は、未婚者が1991年の67.4%から97年の64.3%までやや減少傾向にあるのに対し、既婚者は59.7%から61.7%へと着実に増加、両者の就業率の差は年々縮まりつつある。一方、この間、旧東ドイツ地域では未婚者が91年の67.8%から97年の62.1%へ、既婚者も81.5%から79.5%へ減少、既婚者の就業率は91年の79.1%からやや回復傾向にあるものの、依然、高い失業率の影響が見られる。いずれにせよ、未婚者の女子就業比率は両地域でほぼ同じ水準にあるが、既婚者については、まだ旧東ドイツ地域の方が20%近く高い(Deutscher Bundestag Referat Öffentlichkeit (Hrsg.),1998 : 155)。

旧西ドイツ地域について、女子就業率の年齢別分布を1957年、72年、87年、97年について比較してみる(図13)と、57年-87年までは25歳をピークに就業率が低下する傾向が見られたが、97年では、これが30歳近くまで上昇し35歳頃に掛けてわずかに低下するものの50歳過ぎまで70%以上で推移し、その後低下するパターンに変化してきていることがわかる(Schwarz, 1999 : 271)。

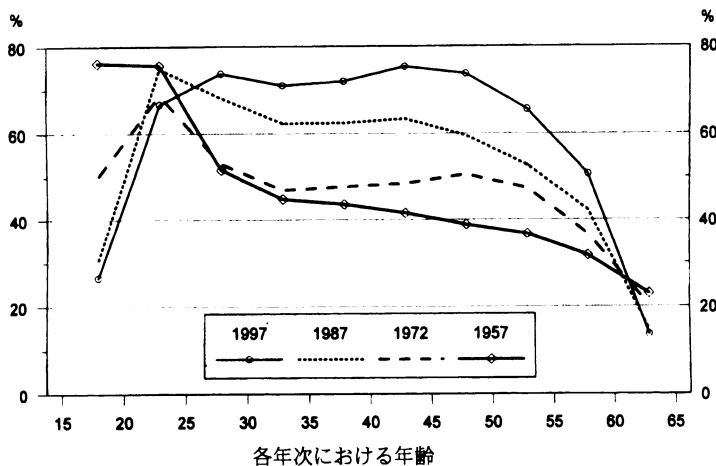


図13 女子の年齢別就業率の変化：旧西ドイツ地域

旧東ドイツ地域については同時期のデータは得られなかったが、89年の比較では15-25歳が64% (旧西ドイツ地域：56.3%)、25-30歳83.7% (同69.3%)、35-40歳89.5% (同64.4%)、40-45歳92.6% (同64.8%)、45-50歳88.2% (同61.8%)、50-55歳83.5% (同54.4%)、55-60歳73.8% (同40.9%)、65歳以上28.4% (同11.2%)と、ほぼ、すべての年齢で80%以上で推移する形となっており(Grünheid,1999 : 154)、失業率の上昇でややパターンは崩れつつあるようだが、97年現在も既婚者で20-25歳74.8% (旧西ドイツ地域55.4%)、35-40歳95.3% (同72.0%)、55-60歳72.8% (51.8%)と各年齢で高い就業率を示す傾向が見られる(Deutscher Bundestag Referat Öffentlichkeit (Hrsg.), 1998 : 155)。

また両ドイツ地域ではフルタイム/パートタイム就業の比率に大きな違いがあり、96年現在、旧西ドイツ地域では週35時間以下のパートタイム就業が女性就業者の43.8% (男性では11.9%)と半数近くを占めているのに対し、旧東ドイツ地域では、統合前のほとんど0%の状態より増

加したとはいえ、この比率は24.0%（男性4.2%）で、週20時間以下では、旧西ドイツ地域の26.4%に対し7.0%と極めて低い。

なお旧西ドイツ地域の夫婦について、未成年の同居子の有無と妻のパートタイム就業比率の関係を比較した結果（1995年）では、同居子なしの場合、妻のパート比率が39.8%であるのに対し、有りの場合には64.5%と、後者の方が明らかに高くなっている（Schwarz, 1999 : 273-275）。

2 家族政策の動向

2. 1 歴史的変遷とその背景

(1) 戦前の状況

ドイツはヨーロッパの法制史において「婚姻と家族の保護」を国家義務として初めて定めた国であり、ワイマール共和国憲法（1919）の119条は「婚姻は家庭生活および国民の維持と繁栄の基盤として、憲法による特別の保護を受ける。婚姻は両性の同権を基礎とする」とし、また「子どもの多い家族は調整のための福祉保護を受ける権利を有する。母性は国家による保護と福祉保護の権利を有する」と定めていた。先にも述べたように、この規定が憲法に明文化された背景には、すでにドイツ帝国の時代から始まった出生減退が、ワイマール共和国時代には人口再生産水準を下回るまでに進行していたことがある。

ナチスドイツ（1933～45）は、このワイマール憲法の規定を継承・拡大し、人種主義的（Rassereinheit）イデオロギーに基づく人口政策に変質させてしまった。すなわち、1933年には人工妊娠中絶禁止規定を強化し、終戦直前には極刑を科した。また失業者対策法によって有職女性の家庭への帰還と出産を促し、妻の退職時には夫に結婚貸与金を支給、さらに出産のつど分割貸与し、生まれた子供数に応じ返済金を減額（3人目で全額免除）する制度を設けた。同時に断種法を制定、遺伝的に劣性であると判断された者の、断種および人工妊娠中絶を義務付けた。

さらに1935年には『ドイツ人の血と尊厳の保護法』を施行し、異なる人種間の婚姻統制を行うとともに、38年の婚姻・離婚法では生殖を阻む理由がある場合の離婚を自由化した。この「純粋なドイツ人」の出生奨励と、ユダヤ人を初めとする非ドイツ系人種および優生学的に劣性とみなされた者の廃絶という、強権的な人口政策は、出生率を一時的に上昇させたが、その効果は長く続かなかった。また、すでに人口動向の箇所でも述べたように、この一時的な出生力の回復も完結出児数を変化させるものでなく、経済不況の結果、先送りされていた出生を取り戻したり（Nachhol-effekt）、逆に将来の出生を前倒しにする（Mitnahme-effekt）といったタイミング効果しか持たなかった（Höhn, 1997 : 165）。

(2) 旧西ドイツ地域での家族政策

ナチス政権下の人種差別的かつ強権的な人口政策は、戦後、連合国によりすべて廃止されたが、なお戦時下の人口政策の暗いイメージを完全に払拭するため、西ドイツ政府は家族政策において慎重な立場を採った。

このため1949年に制定されたドイツ連邦共和国基本法の第6条では、ワイマール共和国憲法の規定を引き継いで「婚姻および家族は国家的秩序の特別な保護の下に置かれる」と定められたが、国家は結婚と家族に対し助成的機能を果たすに過ぎないとする考え(Subsidiaritätsprinzip)を家族政策の基本に据え、国家による個人的領域への介入を抑制した。この結果、他の省庁より大幅に遅れ、ようやく1953年になり連邦家族省が創設され、戦後の家族政策が始まる。

戦後の家族政策の第1段階は1955年から74年であるとされている(ヒョーン、1997:7)。まずキリスト教民主同盟(CDU)／キリスト教社会同盟(CSU)による保守連立政権(1948～66)は、子どものいない家庭に比べ、有子家庭が被る大きな経済的負担を軽減する事を目的に「家族負担の調整」Familienlastenausgleichに重点を置き、1954年に児童手当と児童控除を導入した。また58年には専業主婦家庭を税制上優遇する、夫婦分割課税制Ehegatten-splittung(夫婦の所得を $\text{課税所得} \times \text{税率} \div 2 = \text{納税額}$)という形で分割して計算する制度)のシステムが作られ、現在に至っている。さらに65年には住宅手当法、68年には母性保護法が定められた。

「奇跡の経済復興」と謳われた、この60年代中頃までは、ベビーブームがまだ続いており、政策的には近代家族のモデルをもとに、専業主婦家庭(Versorgungsehe)を念頭においた家族形成支援がめざされていたといえよう。

続く大連立政権(1966～69)では、社会民主党(SPD)がキリスト教民主同盟／社会同盟と連合、その後、社会民主党と自由民主党(FDP)の第1次連立政権(1969～1974)が生まれた。この頃から出生率の急速な低下、女性解放運動の活発化、離婚・同棲の増加が顕著となり、3つのK(子どもKinder、教会Kirche、台所Küche)に象徴された旧来の女性観が急速に変容し始めたが、家族政策上の改革は第二子への児童手当での増額など小さな変更にとどまっていた。

この後、75年から82年にかけて社会民主党と自由民主党(FDP)の第2次連立政権下で、家族政策の第2段階が始まった(ヒョーン、1997:7)。この背景には60年代後半から加速した出生率の低下が著しく深刻化し、72年には出生数が死亡数を下回り、自然動態がマイナスとなったことが関係していると思われる。このため連立政権は、児童控除が社会的に後退しているとし、より寛大な児童手当を目標に、第1子から第3子まで漸進的に増額する現在の制度を導入した。この結果、第1子は低額のまま据え置かれたが、第2子以降については、たびたび増額された(連立最後の82年には第2、第3子が多少減額されたが第4子以降については据え置かれた)。また71年から導入されていた学生への給付も、その上限が数度にわたり引き上げられた。

さらに77年には、婚姻・離婚法が改正されて夫婦の完全な平等が実現するとともに、嫡出子と婚外子の法的な平等が定められた(但し婚外子に対する父親の親権は制限された)。離婚では有責主義から破綻主義へと離婚原理が移行し、婚姻における抑圧の解消と両性のパートナー

化が推進された。同時に夫婦分割課税制の特典を受けられなかった単親家庭に、これを埋め合わせる「世帯控除」が適用されるようになった。そして、就業する女性の増加に伴い80年からは母親休暇制度と出産後6ヶ月までの母親手当が実施された。

しかし1982年末にキリスト教民主同盟／社会同盟と自由民主党による保守連合政権が誕生すると、家族政策は85年まで第3段階の緊縮財政時代に突入した。すなわち財政引き締めのために児童手当に所得制限（結果的に二子家庭で3分の1、三子家庭で5分の1、4子家庭で10%減額）が導入されるとともに、母親手当や学生への貸付金、児童控除も減額され、出生減退によって児童手当の支給総額が減少したことも相まって、家族政策関係支出は大幅に減少した。

だが1983年にコール首相は新家族政策を発表。これ受け85年から、家族政策は第4段階の時代に入る。

85年には母親休暇と母親手当を廃止する代わりに、1年間の育児休暇と育児手当が導入され、86年の税法改正により1年の子育て期間を年金支払い期間として算入することとなった。これらの改正により、有職の母親だけでなく、子どもの養育に専念する全ての親に対して、子育て期間を社会的に評価する道が開られた。

(3) 旧東ドイツ地域の家族政策

東ドイツ憲法（1968年）は、国家による婚姻と家族の保護に加えて、母性を国家の特別な保護の下に置いた。旧東ドイツ政府はナチス政権下の人口政策とは目的が異なるという立場から、社会主義社会の存続と発展のために、雇用政策及び社会政策の一部として家族政策を実施することに全くためらいを見せなかった。このため、目標として社会主義的な人格および家族の形成、女性の就労による国民総生産の最大化、出生数の増加（少なくとも人口の維持）、多様な家族形態（特に母子、父子家庭）への平等な処遇を行なうことが掲げられた。このような旧東ドイツ政府の家族政策の背景には、戦後、壁ができるまで続いた旧西ドイツ地域への激しい人口流出により、労働力人口が絶対的に不足していたこと、またハンガリーやチェコスロバキアなど、他の社会主義国でも、様々な出生促進的政策の実験が行われていたことがあったと思われる。

旧東ドイツ地域でも、1960年代後半より出生率の低下が進んだが、72年には東欧諸国に倣い人工妊娠中絶を合法化した。しかし同時にこれを補うための出生促進政策も76年から本格的に打ち出され、第三子出生により返済が免除される結婚資金貸付制度（妻が28歳未満に限る）、出産補助金、有給産休休暇、児童手当の支給、母親の労働時間の短縮、保育制度の充実、住宅の安価な提供などの施策が次々と導入された。とりわけ1歳以上のすべての子供について保育所、幼稚園、全日制学校、週末・休日のキャンプなど公共育児体制が完備したことは母親の就労に大きく貢献した。

この結果、出生力は80年の1.9人まで一時的に回復した。しかし、ついに一度も再生産水準に達することはなく、その後再び低下が始まり、壁が崩壊した89年頃には旧西ドイツ地域とほぼ同じ水準の1.6まで減少してしまった。一方、旧東ドイツ地域では、未婚の母に有利な家族

政策（児童手当の割り増し、保育施設への優先入所など）を実施したため、非嫡出子比率が急速に高まった。さらにアパートの割り当てには既婚であることが条件とされたため、子供の保育所入所が決まると、続いて結婚するというパターンが一般化し、旧西ドイツ地域より結婚・出産年齢が比較的長く留まる傾向が生じたという（ヒョーン、1997：10-11）。

(4) 統一後の家族政策

1990年10月3日に東西両ドイツは統一されたが、これに先立ち「ドイツ統一達成に関するドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国間の条約（統一条約）」（1990.8.31）が締結され、移行期間内（1992.12.31まで）は基本的に両国の旧制度に従い、それ以降は特別の規定を除いて西ドイツの制度を全ドイツに適用するものと定めた。

しかし、統一後、旧東ドイツ地域では、失業率が上昇し、出生率も劇的に低下した。このため政府は連邦家族高齢者女性青少年省を中心に、東西間の政策調整を推進し家庭生活と職業の両立支援に力を注いだ。

92年に連邦憲法裁判所は、税制改革による家族負担調整の根本的な改善を立法者に要請し、政府は有子家庭における最低生活費（Existenzminimum）の非課税を定めた。さらにこれまでの児童手当と児童控除の二重制度を改め、いずれかの選択とした（非課税層は児童手当のみを受け取る）。同時に児童手当も増額され、支給年齢の上限を就学・就業中を問わず16歳から18歳へと引き上げた。また児童控除額や有子家庭への住宅支援も増額された。

さらに東西の格差が大きかった育児休暇と育児手当も改正された。まず92年1月1日以降、育児休暇は最長三年間へと延長される（育児休暇取得後の職場復帰が法的に保証される）とともに、年金法の改正により92年以降は三年間の育児期間が年金支払い期間に算入されることとなった。また育児休暇は母親もしくは父親が三回まで交代で取得でき、週19時間までは、もとの職場で働くことが可能となった。さらに93年1月1日以降、養育者に対して支払われる育児手当が18ヶ月から24ヶ月間に増額された。

しかし、東西両地域でもっとも格差が大きかった保育制度の整備については、あまり進まず、統一後の旧東ドイツ地域では財政基盤を失って閉鎖される保育所が相次いだ（ただし幼稚園については統一後の児童青少年支援法の改正（1992）により、3歳以上の未就学児に幼稚園への就園を100%保障することが地方自治体に要請されている）。

2. 2 家族政策の手段と規定

(1) 財政的支援

先にも述べたように、ドイツでは1955年頃から本格化した家族政策において、子どものいない家庭に比べ、有子家庭が被る経済的負担を軽減する事を目的に「家族負担の調整」が中心課題とされた。このため、その負担を税制面での配慮や児童・育児手当などを通じ調整することは、国家の重要な機能の一つであり、逆に子供を育てる者は、当然のこととして、そのような

調整を受ける権利を持つので、あえて家族援助の必要性を証明する必要はないと考えられており、この基本的姿勢が、財政的支援の手厚さという形で明確に現れている。

●税控除

たとえば、ドイツの児童扶養控除は、比較的所得が高く、後述の児童手当が収入の非課税額に満たない場合に、折半原則（Halbteilungsgrundsatz）に従って、それぞれの親に適用されるもので、その額は子供一人あたり年額DM3,456（約18.3万円：単親世帯で倍額）^(註5)である。この児童扶養控除の適用によって教会税なども減額される。児童手当と同様に児童扶養控除も月毎に適用される。また16歳未満の子どもを持つ場合には、さらに年額DM3,024（約16.0万円）の養育控除（Betreuungsfreibetrag）が認められる。

この他に就学中の子どもを持つ親には、教育控除（18歳未満の子ども（親と別居）一年額DM1,800（9.5万円）、18歳以上の子ども（親と同居）一年額DM2,400（12.7万円）、18歳以上の子ども（親と別居）年額DM4,200（22.3万円）、ただし児童手当または扶養控除の適用がある場合に限られる）が適用される。

●児童手当

ドイツは、また児童手当Kindergeldの手厚さでも突出しており、その金額は年々増大しているが、最新の水準である2000年1月1日の改正で、第1子と第2子については月額DM270（約1.4万円）、第3子については月額DM300（約1.6万円）、第4子以降については月額DM350（約1.9万円）となっている。しかも、支給は18歳までの全ての子ども、27歳までの就学中の子ども、21歳までの就業していない子ども、心身の障害があり自立していない子ども、を持つ親が対象である（ただし18歳以上については、子供の年収がDM13,500（約71.6万円）以下という制限がある）。

●その他の経済支援

ドイツは、教育はすべて原則的に大学まで無料であるが、さらに、バフュックBafög（連邦育英奨学法）や職業教育助成（Berufsschausbildungsbeihilfe）などの制度があり、高等教育に対する奨学金も充実している。

このほか、住居費の負担を支援することで低所得層の家計を補助する住宅手当があり、金額は家庭の収入、家族の人数、家賃の額や返済負担額によって異なる。また個人所有の住宅に対する住宅所有助成もあり、児童追加手当などとリンクしている。

さらに年金制度についても1921年以降に旧西ドイツ地域に生まれた母親（もしくは父親）と、1927年以降に旧東ドイツ地域で生まれた母親（もしくは父親）は、年金保障において、子育て期間が支払い責任期間（Pflichtbeitragszeit）に算入されることになっている。

(2) 労働政策上の配慮

ドイツの場合、家族に対する財政的支援が早くから進み極めて充実しているのに対し、家族をめぐる労働政策上の配慮は、やや遅れ気味の傾向が見られる。

●育児休暇

就業する女性の増加に伴い、母親休暇制度と出産後6ヶ月までの母親手当が実施された始めたのは80年からであり、85年には母親休暇と母親手当を廃止する代わりに、1年間の育児休暇と育児手当が導入され、さらに統一後も東西の格差が大きかったこの育児休暇が、93年1月1日以降、最長三年間へと延長され、育児手当も18ヶ月から24ヶ月間に増額された。

つまり、乳幼児を養育しており、週労働時間が19時間以下の母親と父親は、子どもが満2歳になるまで月額DM600（31200円）を上限とする育児手当を受け取ることが出来る。ただし、この受給には収入による制限が設けられており、生後6ヶ月までは年収DM100,000（520万円）まで、また単親世帯では年収DM75,000（390万円）までが、完全受給の対象となる。また生後7ヶ月以降については、年収制限の下限額が、さらにDM32,300（168万円）、単親世帯の場合はDM26,400（137万円）高くなる。なお年収制限を越えると、支給額は、収入の上昇に伴って段階的に最低DM0まで引き下げられる。

●労働時間の弾力化

パートタイム雇用の推進は「家庭と就業の両立」（Vereinbaren von Familie und Erwerbstätigkeit）という点で、社会政策の核になる施策であり、またパートタイム雇用が増えることによって、雇用コストや失業コストを抑えることができるが、十分な財政支援が行われない場合には雇用の不安定化に繋がるという矛盾も見られるという（J.Dorbritz, B.Fux 1997:38）。

ドイツは、オランダほどではないが、家族生活と、職業生活の時期的調整、パートタイム就業との調整を積極的に進めており、再就職支援（Hilfen für den beruflichen Wiedereinstieg）やパートタイム就業機会（Teilzeitarbeitsplätze）の提供に力を入れている。

(3) 保育・育児サービス

保育制度の整備はヨーロッパの中でも比較的遅れている。女性の就労を促進するために全日制保育及び学童保育などの保育制度が整備された旧東ドイツ地域に比べ、旧西ドイツ地域では、母親による家庭での保育を前提としてきた。このため、統一後の旧東ドイツ地域では閉鎖される保育所が相次いだが、それでも旧西ドイツより保育所の数は充実しており、保育所（KinderkrippeまたはTagesstätte）に通う0～3歳児の割合は旧西ドイツ地域で4.2%、旧東ドイツ地域で50.6%であるという（1995）。また幼稚園は午前保育を基本としていることから、女性のフルタイム就労のためには不十分であり、統一後、連邦政府は保育問題解決のために個人の家庭で少数の子どもを預かる保育ママ制度（Tagesmutter）の普及を図るべく養成を支援している。なお学校は午前授業である。

3. ドイツの出生動向と家族政策の特徴

(1) 出生動向の特徴

戦前の動向からも明らかのように、ドイツの出生減退はドイツ帝国の時代から始まり、ワイマール共和国時代を通じ、すでに人口再生産水準を下回る段階まで進行していた。確かに、この背景には、第一次、第二次世界大戦による出生機会の喪失（Geburtenausfälle）や、世界的な経済不況などの外的要因が少なからず影響していたと思われるが、同様の動きは、他のヨーロッパ諸国でも起きており、いわゆる人口転換の第4期にあたる低動揺期（少産少死の時代）への移行が戦前までにかなり進んでいたといえよう。

また戦争による疲弊からやや開始は遅れたものの、「奇跡の経済成長」や社会主義国家建設などを背景とした、東西両地域の、戦後の結婚ブームやベビーブームも、そのピークが再生産水準を大きく上回るほどのものではなく、二子以上の家族志向に至るものではなかった点から考え、基本的には戦前の出生力水準への回復過程に過ぎなかったと解釈すべきであろう。

東西両地域で1965年頃から始まった急速な出生減退も、基本的には、日本など一部の例外を除き、61年頃からピルが市場に登場し解禁された殆どの地域で起きており、結婚年齢の低下と少子家族規範の一般化の流れの中に、簡易かつ確実な、新しい出生抑制手段が登場したことが、強力に作用した結果であると思われる。

つまり、戦後の経済成長や価値観の変化を背景に、誰もがより若い年齢から経済的に自立し、すでに戦前に確立された少子家族規範に沿って核家族を形成し始めたところに、その実現を確実化する避妊手段が与えられ急速に普及し、これが第3子以上へのパリティ拡大率を低下させる一方、全体の出生タイミングを大幅に遅延させる効果を生み、60年代から70年代中頃に掛けての急速な出生減退を引き起こしたと考えられる。ただし、ドイツの場合、この動きは極めて徹底しており、70年代に進んだ多子家族の消滅と1子家族の増加は80年代には無子比率の増大へと移行していったといえよう。

この、本来、少子家族規範の実現をめざした核家族形成が、なぜ無子比率の増大へとエスカレートして行ったのかについては、さらに詳細な分析が必要であるが、その背景にはより有利な条件での家族形成を求めて、結婚・出産のタイミングを遅延させる行動があると思われる。実際、東西両地域とも60年代後半から始まった出生減退がひとまず収まった74-75年頃から、女子の平均初婚年齢が上昇に転じ、これを受けて第1子の平均出産年齢が急速に高まって行き、殆ど果てしない晩婚・晩産化が進行している。

つまり、ドイツの場合、結婚・出産がワンセットとなった少子家族規範が強い分だけ、理想を実現するための条件は厳しくなり、決断の遅延が結果的に無子に留まる者の比率を高めていると考えられる。確かに旧西ドイツ地域でも婚外子比率は徐々に上昇しており、また旧東ドイツ地域では旧社会主義政権下の家族政策の影響から婚外子比率はかなりの高さを示しているが、いずれも北欧諸国のように全体の出生力低下を下支えするには至っておらず、ここでも強い結

婚家族規範が作用していることが裏付けられる。

このようなドイツの出生動向は、世帯・家族を大きく変化させることになった。結婚・出産タイミングの遅延や、その結果としての独身者世帯・無子世帯の増加に、核家族化や人口高齢化による寡夫・寡婦世帯の増加、さらに離婚率の上昇による離別世帯の増加が加わり、夫婦と子供世帯の比率を大きく低下させている。同棲世帯も徐々に増加してきているが、婚外子比率の場合と同様、これが新しいライフスタイルとして大きな比率を占めるには至っていない。

少子化の背景として注目される女性の労働参加率については、旧西ドイツ地域で年齢別就業率の明らかなパターン変化が確認でき、かつての25歳をピークに就業率が低下する傾向は姿を消し、近年では30歳近くまで上昇、35歳頃に掛けてわずかに低下するものの50歳過ぎまで70%以上で推移する形で平準化が進んでいる。また旧東ドイツ地域については、すでにこのような変化は過去のものであり、むしろ近年の高い失業率が、このパターンを崩す傾向さえみられる。しかし、東西両地域の出生動向の変化を考えた場合、このような女性の就業率変化が少子化の直接的原因とするにはタイミング的に無理があり、原因というより、むしろ、その結果として理解すべきではないかと思われる。

(2) 家族政策の特徴

ドイツの家族政策は、戦前の政権下での不幸な体験や、戦後の東西分裂という複雑な歴史的背景を持っており、その影響は今日まで続いているといえよう。

とりわけ、戦前の人種主義的イデオロギーに基づく人口政策は、旧西ドイツ地域において、国家による個人的領域への介入や出生促進的政策の採用を、絶対的なタブーとして定着させる結果となり、この基本原則は今日の家族政策においても一貫している。また、すでに述べたように、戦前の政策が、単に一時的な出生力の回復を演出する、タイミング効果しか持たなかったことが確認されており、政策介入の効果に対し否定的な態度が一般化している。

このため、戦後の旧西ドイツ地域では、家族政策の基本理念を国家による「婚姻および家族」の保護・助成に置き、有子家庭が被る経済的負担を軽減する「家族負担の調整」に力を注ぐ形となり、この基本的姿勢が今日においても財政的支援の手厚さという特徴となって現れている。ただし、この政策は、当初、専業主婦家庭を念頭においた家族形成支援という性格が強かったが、その後、女性解放運動の活発化、離婚・同棲の増加、女子の就業率の上昇などの社会変化を反映し、多様な家族モデルを対象とするものに移行して行くとともに、育児休暇・育児手当の導入やパートタイム就業の推進など「家族と就業の両立」支援などの新しい要素を加えたものとなっていった。しかし、ドイツの場合、この「家族と就業の両立」という概念は、子供が小さいうちは親がその面倒をみるということを暗黙の前提としており、このため小さな子供のための保育施設・機会はあまり発達しておらず、性別役割分業の解消や子育てへの父親の参加を強く推進するといった傾向は見られない。

このような旧西ドイツ地域（および再統合後のドイツ）における家族政策の基調に対し、戦後の旧東ドイツ地域では社会主義社会の存続と発展という目的に立った、極めて積極的な家族

政策が展開された。この家族政策は、旧政権のイデオロギー政策、雇用政策及び社会政策の一部であり、社会主義的人格や家族の形成、女性の就労による国民総生産の最大化、出生数の増加、多様な家族形態への平等な処遇など、国家による個人的領域への介入を全くタブー視しないものであった。とりわけ、76年から本格的に導入された政策は、第三子出生により返済が免除される結婚資金貸付制度などにより出生を促進すると同時に、労働時間の短縮、保育制度の充実により母親の就労を推進する、強力なものであり、この結果、出生力は再び上昇し、80年代から90年代にかけ旧西ドイツ地域を大きく上回った。また、この政策はナチス時代のものとは異なり、完結出生児数の低下を一定期間抑えるほどの効果を持ったことも確認されている。

しかし、この強力な政策によっても旧東ドイツ地域の出生力を再生産水準まで回復させることはできなかった。また政権末期・崩壊後の反動の大きさからみてもわかるように、その効果を恒常的に維持するには、相当に無理のある政策であったと思われる。この意味で、旧東ドイツ地域における家族政策の展開は、その政策効果の有効性を証明するものというより、むしろ、その限界性を示すものとして理解されるべきであろう。

おわりに

わが国で本格的な出生力の低下が起きたのは、戦後の第一次ベビーブームが去った1950年から61年であり、時期的にはドイツと大きく異なるが、結婚・出産ブームと核家族化の進行、多子家族の消滅など、内容的に64年前後のドイツの状況と、多くの共通点がみられる。また、その変化の契機は、わが国では優生保護法の改正による人工妊娠中絶の事実上の自由化であり、ドイツではピルの解禁という新しい避妊手段の広がりであった。さらに74年以降、今日まで続く我が国の出生減退の様相も、晩婚・晩産化を中心とした家族形成の先送りという点で、ドイツと共通しており、低い婚外子比率や同棲率など、結婚と出産が強く結びついた社会規範の影響が感じられる。

家族政策については、わが国も戦前に軍国主義的な人口政策を経験しているが、ドイツのような形での反省や、それに基づく政策理念・原則が確立されているとは思われない。この意味でドイツの「家族負担の調整」を目標とした財政的支援は、わが国にとっても参考になると思われるが、ドイツ並みの手厚い支援によっても出生力の回復効果は殆ど期待できないものであることを予め認識しておく必要があるだろう。また、その点では、かつて旧東ドイツ地域で実施された政策の方がまだしも一定の効果を期待しうるが、同時に、何らかの事情で政策遂行が困難になった場合の、その反動の大きさも認識しておくべきであろう。

本稿では、ドイツの出生動向と家族政策について報告し、これに基づく若干の考察を行った。出生力変動の詳細な分析や、無子比率、同棲率、家族政策に対する国民の評価など、今後、さらにテーマを絞り研究を進めてゆく方針である。またドイツ以外の国々との比較を進め、ここの知見をさらに検討する予定である。

註

- (1) 性比、年齢構成、死亡率などを考慮した上で、現状の人口を再生産するのに必要とされる女性の出生力水準。従って歴史的に変動する。ドイツの場合、たとえば、1871/80年頃では高い乳児死亡率の影響もあり、女性一人あたり3.5人の出生が必要だったが、現在では2.08人とされている。(Höhn, 1997: 165)
- (2) この70年代の出生順位別出生数の動きは、旧東ドイツ地域で実施された出生促進的家族政策と関係があると思われ、今後、より詳しい分析を行う必要がある。また第3子以上では出生数が回復していない点も興味深い。
- (3) ただし、1950年生まれ以降のコーホートは、まだ50歳まで達していないため、これらの数値は暫定値である。
- (4) 旧西ドイツ地域については65年から算定されるようになった。
- (5) 2000年3月の1 DM=53円で換算した。以下同様。

参考文献

- 阿藤 誠、1996、「先進諸国の出生率の動向と家族政策」、阿藤 誠編、『先進諸国の人口問題—少子化と家族政策』、東京大学出版会、1-48
- 魚住 明代、1996、「ドイツにおける出生率と家族政策」、阿藤 誠編、『先進諸国の人口問題—少子化と家族政策』、東京大学出版会、221-256
- 魚住 明代、2000、「ドイツの人口・家族政策」、日本人口学会編、『人口大辞典』、培風館、草稿
- ゲルンスハイム、E・ベック、1991、香川 檀 (訳)、『出生率はなぜ下がったか—ドイツの場合』、勁草書房
- ヒョーン、S・、1997、「ドイツにおける出生率及および家族政策—一つから二つ、二つから一つのドイツの体験—」、人口問題研究第53巻第2号、1-15
- 原 俊彦、1992、「戦後の出生減退：ドイツと日本についての考察」人口学研究 15号、69-75
- 原 俊彦、2000、「第二部 地域・言語圏別研究 第1章 ドイツ語圏諸国」、『先進諸国の少子化動向と少子化対策に関する比較研究』、厚生省科学研究費 平成11年度報告書 (課題番号H11-政策-008)、平成12年3月、87-224
- 古瀬 徹・塩野谷祐一 (編)、1999、『先進諸国の社会保障 第4巻 ドイツ』東京大学出版
- Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, 1997, *Staatliche Hilfen Für Familie*
- Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, 1999: <http://www.bmfsfj.de/hilfe/inhalt14.htm>
- Council of Europe, 1999, *Demographic Development In Europe 1999*: Council of Europe: (CD-ROM)
- Cromm, Jürgens, 1998, *Familienbildung in Deutschland, Soziodemographische Prozesse, Theorie, Recht und Politik unter besonderer Berücksichtigung der DDR*, Westdeutscher Verlag Opladen/Wiesbaden Germany
- Deutscher Bundestag Referat Öffentlichkeit (Hrsg.), 1998, *Demographischer Wandel—Herausforderungen unser älter werdenden Gesellschaft an den einzelnen und die Politik*, Bonn Germany
- Katharina Pohl, 1995, “Kinderwunsch und Familienplanung in Ost- und Westdeutschland”, *Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft*, 1/1995, S.67-100, Verlag Leske+Budrich, Opladen
- Dorbritz, Jürgen und Karla Gärtner, 1998, “Bericht 1998 über die demographische Lage in

- Deutschland mit dem Teil B Ehescheidungen-Trends in Deutschland und im internationalen Vergleich” , *Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft*, JG 23, 4-1998 S. 373-458, Leske+Budrich, Opladen
- Grünheid, Evelyn, 1999, “Zur Entwicklung der Erwerbstätigkeit in Deutschland aus demographischer Sicht-historische Betrachtung der letzten Jahrzehnte” , JG 24, 2-1999, S.133-168, Leske+Budrich
- Höhn, Charotte, 1997, “Der Demograph Karl Schwarz-eine Würdigung aus Anlaß seines 80. Geburtstags am Beispiel der Geburtenentwicklung in Deutschland” , *Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft*, Jg.22, 2/3-97, S.159-194, Verlag Leske+Budrich, Opladen
- Schwarz, Karl, 1999, “Rückblick auf eine demographische Revolution Überleben und Sterben, Kinderzahl, Verheiratung, Haushalte und Familien, Bildungsstand und Erwerbstätigkeit der Bevölkerung in Deutschland im 20.Jahrhundert im Spiegel der Bevölkerungsstatistik” , *Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft*, Jg.24, 3/1999, S.229-279, Verlag Leske+Budrich, OpladenRecent